

○本宮市競争入札心得

平成19年1月1日

告示第54号

改正 平成20年5月1日告示第67号

平成27年3月30日告示第24号

平成28年3月22日告示第34号

(趣旨)

第1条 市所掌の契約に係る競争による入札その他の取扱いは、法令の定めるところによるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(入札保証金等)

第2条 入札保証金の納付等については、本宮市契約規則(平成19年本宮市規則第139号)に定めるところによる。

(入札等)

第3条 競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、入札の公告又は指名通知書、本宮市工事請負契約約款(平成19年本宮市告示第55号)、本宮市業務委託契約約款(平成19年本宮市告示第42号)、金額抜き設計書、設計図書、仕様書、契約の方法及び入札の条件並びに現場等を熟知の上入札しなければならない。

- 2 入札参加者は、所定の日時に所定の場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とし、郵便をもって提出することはできない。
- 3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- 4 入札参加者及び入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- 5 入札参加者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を入札代理人にすることができない。
  - (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
  - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げた者
  - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、次の各号のいずれかに該当する入札の場合は、入札書に加えて入札書に記載された入札金額に対応した見積内訳書を提出しなければならない。

- (1) 建設工事に係る入札
- (2) 設計金額1,000万円以上の業務委託に係る入札
- (3) 前2号以外で契約権者が必要であると認めた入札

7 入札参加者又は入札参加者の代理人は、入札書をいったん提出した後は、開札の前後を問わず書き換え、引き換え、又は撤回することができない。

(入札の辞退)

第4条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前には、入札辞退届(様式第1号)を契約権者に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)して行う。

(2) 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提示して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

4 入札参加者は、入札に際し公正を欠く行為又はこれに類似する行為を一切しない旨並びに入札に参加する法人又は個人及び法人の役員に課税されている諸税について、納期限内に完納している旨の誓約書(様式第2号)を事前に提出しなければならない。

(入札の取りやめ等)

第6条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(無効の入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札参加の資格のない者のした入札
- (2) 所定の入札保証金又は有価証券を納付せず、又は提供しない者のした入札
- (3) 郵送による入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札

- (5) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (6) 記名押印を欠く入札
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (10) 明らかに連合によると認められる入札
- (11) 見積内訳書の提出が必要な入札において、見積内訳書の提出がない入札
- (12) 見積内訳書の積算価格と入札金額が一致しない入札
- (13) その他入札に関する条件又は市において特に指示した事項に違反した入札  
(落札者の決定)

第8条 入札をした者のうち、予定価格以下で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者以外の者を落札者とする。

2 施行令第167条の10第2項の規定を適用する必要があると認めるときは、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申込をした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

3 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(再度入札)

第9条 改札をした場合において、落札者がいないときは直ちに、再度の入札を2回を限度に行うが、限度内において落札者がいないときは、再公告、指名替え等により時期を改めて行う。ただし、予定価格と最低入札金額との差が僅少の場合は、随意契約ができる。

(契約保証金等)

第10条 契約保証金等の納付については、本宮市契約規則の定めるところによる。

(契約書の提出)

第11条 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約権者が指示する契約書の案に住所、氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し、関係書類を添えて速やかに、これを契約権者に提出しなければならない。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札を取り消すことができる。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後速やかに契約権

者が指示する請書を提出しなければならない。ただし、契約権者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(一括下請の禁止)

第12条 落札者は、その請け負った建設工事等をいかなる方法をもってするを問わず一括して他人に請け負いをさせてはならない。

2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってはならない。

(異議の申立て)

第13条 入札をした者は、入札後、第3条第1項に規定する入札の条件等及びこの心得について、不明を理由として異議を申し立てることができない。

(共同企業体に関する事項)

第14条 共同企業体が入札に参加する場合には、代表者があらかじめ他の構成員から入札に関する一切の権限を委任された委任状を提出し、入札に参加しなければならない。

(その他)

第15条 この心得に疑義がある場合は、入札参加者は、その疑義について入札前において質問することができる。

附 則

この心得は、平成19年1月1日から施行する。

附 則(平成20年5月1日告示第67号)

この心得は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月30日告示第24号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月22日告示第34号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

入 札 辞 退 届

工 事 番 号

工 事 等 名

上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

年 月 日

本宮市長

住 所  
商号又は  
名 称  
代 表 者



様式第2号(第5条関係)

誓 約 書

私は 工事(調査、測量の委託を含む。)又は物品の購入において指名競争入札に参加するに当たり、下記の事項について誓約いたします。

記

- 1 入札に際し、公正を欠く行為又はこれに類する行為を一切しないこと。
- 2 法人又は個人及び法人の役員に課税されている諸税について、納期内に完納していること。

年 月 日

本宮市長

住 所  
商号又は  
名 称  
代 表 者



様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第5条関係)